

議

長 休憩を解いて再開をいたします。

(10時25分)

日程第5「一般質問」に入ります。

まず、議会運営委員会委員長から報告のありましたとおり、一般質問の再質問に限っては、質問議員は議員番号と氏名を省略して再質問することができることにする。松田町議会申し合わせ事項について、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。一般質問の再質問に限っては、議員番号と氏名を省略して、再質問をすることができることといたします。

次に、一般質問の録画を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。事務局は準備をしてほしいと思います。

それでは、一般質問を通告順に行います。受付番号第1号 利根川茂君の一般質問を許します。登壇願います。

7 番 利 根 川

いつも一番最初にやらせていただいて、ありがとうございます。

それでは、議長の御許可をいただきましたので、一般質問を行います。受付番号第1号、質問議員、第7番 利根川茂。件名、児童虐待防止の対応は！

昨年は東京都目黒区で、またことしに入り千葉県野田市において、児童が悲惨な虐待死に追い込まれました。児童虐待防止法の施行以来、市町村においても児童相談員が配置されるようになり、本町にも担当課にいられます。私も町職員在職中に、4件のこのような諸課題に対応した記憶があります。神奈川県小田原児童相談所を中心に、関係機関が連携され活動を進めておられると思いますが、現在の対応状況を町長より御説明をしてください。以上です。

町

長 それでは、利根川議員の御質問に、順次お答えをさせていただきます。御質問にありましたように、平成30年3月、東京都目黒区のアパートで、当時5歳の女兒が、両親から十分な食事を与えてもらえず、父親からの暴力を受けた数日後に死亡するという悲しい事件が発生いたしました。アパートからは、「もうパパとママにいわれなくても、しっかりと、じぶんからきょうよりかもっとあしたはできるようにするから。もうおねがい、ゆるして。ゆるしてください。おねがいします。」といった、女兒からの両親に宛てた謝罪と反省を鉛筆で書

いたノートが見つかりました。その悲痛な言葉は、社会に衝撃を与えました。

また、ことしの1月には、千葉県野田市で小学校4年生の女兒が、父親に繰り返し虐待され、死亡いたしました。父親からの暴力により骨折していたのに、医者に見せる…見せていただくこともなく放置され、食事も与えてもらえず衰弱し、冷水シャワーをかけられて死んでしまうという痛ましい事件が起きました。女兒が通っていた小学校ではアンケートが実施され、女兒が父親にいじめられているとの訴えがありましたが、女兒を助けることができなかつたばかりか、教育委員会がアンケートのコピーを父親に渡してしまい、子供との約束を大人が破るといった関係機関との対応にも問題が残る事案でもございました。

一般的に、児童虐待防止法と言われる児童虐待の防止等に関する法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであるため、児童虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見をすることと、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置を定めているものでありますが、その中で、国及び地方公共団体の責務等として、第4条に、国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援及び児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮、そのほか児童虐待を受けた児童が家庭で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間、そのほか関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備、そのほか児童虐待の防止等のために、必要な体制の整備を努めなければならないと規定されております。

本町では、平成17年4月より、松田町要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待が疑われるケースについては関係機関と支援等の検討を行っておりますが、現在取り扱っているケースは、要保護児童14名、要支援児童13名、特定妊婦2名で、世帯としては要保護4世帯、要支援9世帯となっております。

児童福祉法では、それぞれ次のように定義されております。要保護児童とは、保護者のない児童、また保護者に監護されることが不相当であると認められる児童。要支援児童とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童。特定妊婦とは、出産後の養育について、出産前において支援を行うこと

が特に必要と見られる妊婦となっております。

今年度、新規に取り扱ったケースにつきましては、児童の所属機関からの相談1件、町の母子保健事業でのかかわりの中で心配のあるケース1件、そのほか、児童相談所への通告があったケースで、児童相談所からの照会に対する回答、状況確認、見守り等を町が行っているところでもございます。現在取り扱っているケースの多くは要支援児童であり、育児・しつけについての支援であります。要保護児童の内容としましては、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトとなっております。

本町では、週2、児童相談員1名を雇用し、要保護児童対策地域協議会の事務やケースの訪問、相談等の対応をしております。要保護児童等の把握経路の一つといたしまして、児童相談所から健診状況等の確認の照会がある関係から、妊婦・出産時よりかかわりのある保健師が対応しているケースもあり、状況によっては複数の担当で対応しております。児童相談所とは2カ月に1回、お互いのケースについて情報共有、対応方針を検討しており、町が抱えるケースについて助言をいただくこともあります。児童相談所がかかわるケースにつきましては、児童相談所が定期的に連絡、訪問等を行っており、町がかかわっているケースにつきましては、町が定期的に連絡、訪問等を行うこととともに、必要に応じて随時訪問等を行っております。それぞれ機関が単独で支援することなく、各所属機関を交えたケース会議によって、情報共有、意見交換を行いながら支援をしているところでもございます。

続きまして、教育に関する対応についてでございますが、引き続き私が回答させていただきます。学校における児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応の取り組みについて回答させていただきます。

まず幼稚園では、登園後の挨拶をしながら、一人ひとりの身体のチェックを行っております。あざ等が見られたときは、速やかに園長、副園長に報告をする。また、状況を把握するため、本人あるいは保護者に事情を確認するとともに、必要に応じて町保健師に連絡して指示を仰いでおるところでもございます。また、すぐに職員会議を開き、職員会議で情報交換、情報共有を行うなど、早期対応に努めておるところでございます。

次に、小学校では早朝の健康観察を注意深く行い、児童の様子に変化がないか観察しております。また、保護者からの連絡帳や、周りの児童からの情報などにもアンテナを高くして対応しております。また、児童に異常が感じられた場合は、担任だけでなく、学年の教師や管理職も入って事実確認を行うとともに、児童相談所、教育委員会、子育て健康課に情報を伝えております。

次に、中学校では、小学校での取り組み内容のほか、その日の欠席者はその日のうちに担任が家庭と連絡を取ることや、欠席が続いたら家庭訪問を行っております。また、定期的実施している生活アンケートの中に、不安に思っていることの項目を設け、不安や悩みを出しやすくしておくところでもございます。児童虐待に関する職員間での対応につきましては、学年で情報収集をした後、児童・生徒担当、管理職で共有するとともに、同時に対応協議をしております。その後、全職員で情報共有をして、対応を強化しているところでもございます。

このように、幼・小・中では、関係機関とのより連携協力を図るとともに、組織的対応が可能となるよう体制整備を行っているところでもございます。

近年、全国的に児童虐待が増加しておりますが、虐待は家庭内で行われることが多いため、早期発見が困難な場合が多く、また、同時に多くの問題を抱えている場合が多いことから、今後とも関係機関との情報交換を行うとともに、共通の認識に立ってそれぞれ役割を協議するなど、関係機関との連携をしながら早期発見等と効果的な対応を図ることが極めて重要であると思っております。今後も、子供たちの明るい未来を守るため、関係機関と連携し、児童虐待の防止、予防並びに早期発見に取り組んでまいりますように、引き続き御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

7 番 利 根 川 明細に御説明いただきまして、本町並びに各関係機関と連携を密にして対応されてるということに対し、敬意を表する次第でございます。

私、ここに書いてありますとおり、職員に在職中、4件のそのような課題に対応した記憶がございます。ただ、ここです、それをしゃべるということは、退職後もその秘密を保持しなければならないという地方公務員法の規定に縛られておりますので、明細につきましてお話をするわけにはまいりませんが、一つだけですね、町長以下、幹部職員の姿勢を…姿勢と対応の仕方についてで

すね、質問したいと思います。

この千葉県の野田市の関係、マスコミ報道を見ますとですね、父親がアンケート調査の結果を見せると、小学校へ最初に行ったと。小学校の校長先生は、教育委員会の許可がなければそれを出すわけにいかない。今度は教育委員会に来たらですね、最初のうちは出すわけにはいかないということだったんですけども、子供の委任状があればいいんじゃないかとかですね、裁判にかけるぞとか、そういうふうに脅かされて、結局アンケート調査…子供が書いたアンケート調査をコピーして、指導課長さんが父親に渡してしまったと。それがまた虐待がエスカレートしたというような経過がございます。

私の経験でですね、一度だけ、かなりしつこく…今で言うと、遠藤課長の席に座ってたことがございます。教育委員会の教育課長を拝命していたときにですね、とある事件がございまして、いろんな経過がありましたけれども。松田町教育委員会教育課長 利根川茂を訴えるぞと。こういう件で訴える。そういう電話がですね、毎朝9時半にかかってきました。2週間ぐらい。恐らく、ちょっと気の弱い人だと、それで負けちゃうんじゃないかと思いますね。その席に…2つ離れた私の席の下のほうにいたのが、竹内福祉課長ですね。毎朝9時半に電話がかかってきて、「あ、また定期便が来たよ」なんてやってたときですけども。私はそのときに答えたのはですね、私は個人で教育課長を拝命してるわけではないと。利根川茂個人ではない。地方公務員法とかいろんな諸条例に基づいて、任命権者から辞令をいただいて、この席に座っている。個人で勝手に座ってるわけじゃない。あなたが訴えるのであれば、私はその役職に基づいてですね、きちんと予算を取って、きちんと対応しますよ。そういう話をしました。

それで、2週間ぐらい、とうとうそういう話で明け暮れてしまいましたけれども、その終わった後、私自身が調べたんですね。本当にそういうことができるのか。本当に相手に訴えられた場合、予算を取ってですね、対応することができるか。最終的に、個人の問題になっちゃうんですよ。個人の問題。個人利根川茂なり、個人遠藤課長なりですね、個人の問題になります。そうすると、個人ではですね、補填しきれない問題があります。かつて、本山町長の前任者

の時代の島村町長の時代に、町の中のとある団体から町長が訴えられたことがあるんですよ。何回か。訴えられて、その賠償金か何かだと思いますけれども、最終的に島村俊介氏個人が支払った経過があります。最終的には、個人になってしまいます。個人に最終的まで背負わせるのは、僕はおかしいと思うんですね。それを対応するために、総務…当初予算で言えば、総務費の一般管理費あたりで、弁護士費用というのは取ってありますけれども、そういうような団体保険があるらしいですね。あるらしいです。児童相談所の職員なんか、そういうのに一括加盟はしてると。私もその後調べたら、平成19年だけに、皆さんの、職員さんの幹部会…課長会というんですか、幹部会というんですか。それで入ってられるというお話を聞きました。幹部会とか課長会でね。それは課長会で、毎月個人が負担するお金の中からそういう団体保険に入るということも、私はおかしいと思うんですよ。きちんとした姿勢がとれない。そういう費用は、やっぱり当初予算の総務費の一般管理費できちっと予算化をして、さあ皆さん、そうなったときには全面的にバックアップしますよ。だからきちんとした姿勢で対応してくださいと。町長なり教育長の命令一下でですね、対応できるような体制をとるのが本当じゃないかと、私は感じております。その辺について、町長いかがでしょうか。

総務課長 御質問の…ありがとうございます。今言われました損害賠償保険と申しますか、そういったものについては、先ほど利根川議員おっしゃられたとおり、幹部会の中です、個人負担の中でそれぞれ入ってございます。それについては、裁判費用または損害賠償金、そういったものも含めてですね、たしか記憶では5,000万円だったと思いますけれども、上限の中で、そういった保険に加入していますので、先ほどおっしゃられたように、最終的には個人の責任問題ということになりますので、そこで訴訟が起きれば、その保険を対応していくというようなことで、対応はさせていただいてます。

7番 利根川 最後になりますけど。やっぱりそれは、個人で負担した会費の中から団体保険は入るというシステム自体はおかしいと思うんですね。個人で勝手に、総務課長の席についてるわけじゃないでしょう。いろんな諸法律か、条例か何かから、任命権者から、おまえはこの席につきなさいということで出てるわけで

すからね。最終的に個人で負担するような形というのは、私はおかしいと思うんですよ。だから、それをやっぱり予算化の中できちんと対応すべきだと。ことし間に合わなければ、来年でもきちんとやっていただきたいと思います。

今ですね、弁護士を通さなくても簡単に訴訟できますから。例えば、インターネットの中開けば、訴訟のやり方って全部出ちゃってるんですね。それで、模擬のやつも出てますから。題名と自分の訴える訴人の名前と住所と変えるだけで、あと8,500円ですか。証紙を張ればですね、簡単に個人でも訴訟ができるんですよ。だから、いつ何どき、何々課長さんが訴訟される場合が必ずあると思うんです。住民と一番接触されるような機会の多い、例えば教育委員会の教育課長とか、子育て支援課長とか、あるいは福祉課長さんとかですね、総務課長さんとか、そういう接触のところに人はですね、なおさらそういう危険性といったら失礼なんですけれども、そういう可能性がありますので、来年…今年度予算ではちょっと難しいと思いますけれども、何らかの法的な費用で対応できるような措置を考えていただきたいと思います、私はそう思います。それで私の質問は終わります。回答は結構でございます。町長回答される…じゃあ、お願いします。

町長 御質問ありがとうございます。いつも職員の皆様方の気を使っていただいた御質問いただいて、本当に感謝申し上げたいというふうに思います。今の話…こちらの話は、私もちょっと初めてちょっと耳にしたところもあって。何かと個人的に負担をしなきゃいけないというのは、前町長さんのそういったことは話も聞いているので、いろんな話をする中でですね、役場の職員さんには、最終的に私は責任を取らせる気はないので、ちゃんと連絡、報告、相談だけはしてくれと。やっぱり守る立場ですから、その辺のことは常に話をしているところでもあります、やっぱりこういうことは、やっぱりボタンのかけ違いで町民の方々の訴訟が起きるといこともあろうかと思えます。まずは、利根川議員がおっしゃっていただいたところのことが、行政の財産を使って、その保険が個人的などいまいしょうかね。職員ができるかどうかをよく調べて、それができるようであれば、ひとつそういったことも考えながらですね、やらなきゃいけないです。そこに保障があるからこそ、町民の方々の何とか

というふうにならないように、やっぱりそこはバランスよく考えてもいきたいというふうに思います。本当にアドバイスいただいたことに対し、感謝を申し上げ終わりにします。ありがとうございました。

7 番 利 根 川 終わります。

議 長 以上で受付番号第1号、利根川茂君の一般質問を終わります。